

大垣市 学校給食費に関するQ & A

Q 1	学校給食費は何に使われていますか？												
A 1	給食に使う食材を買うことに使っています。なお、学校給食法という法律では、給食に必要な食材費や光熱水費は保護者の皆さまに負担していただくという規定がありますが、大垣市では、光熱水費は市が負担しており、保護者の皆さまには食材費のみを負担していただいています。												
Q 2	なぜ学校給食費を払わないといけないのですか？												
A 2	給食費をお支払いいただけないと、食材を買うお金が不足することになり、必要な食材が買えなくなるなど、学校給食運営が難しくなります。ご理解とご協力をお願いします。												
Q 3	病気やケガをして学校を休んだ場合や、気象警報が発令されて学校が休校した場合による学校給食費の取扱いはどうなりますか？												
A 3	いずれの場合もすでに給食用食材の発注が済んでおりますので、学校給食費をいただくことになります。ご理解をお願いします。												
Q 4	長期にわたって学校を休んだ場合の学校給食費の取扱いはどうなりますか？												
A 4	入院その他の理由により、連続して5日間以上学校を欠席され、給食を食べなかった場合は、欠席した日数分の給食費を調整します。ただし、事前の届出（学校→給食センター）が必要であり、欠席する2日前までに届出がないなど、届出のタイミングによっては、給食費を調整できない場合がありますので、事前にお問い合わせください。												
Q 5	インフルエンザ等で学校が学級閉鎖（学年閉鎖、臨時休校含む）した場合による学校給食費の取扱いはどうなりますか？												
A 5	インフルエンザ等の感染拡大防止を図るため、小中学校等が学級閉鎖、学年閉鎖又は臨時休校をした場合は、その期間中の学校給食費はいただきません。												
Q 6	その他に、どんな場合に給食費が調整（減額）となりますか？												
A 6	次のとおりです。調整の時期や方法など、詳しくは学校を通じて学校給食センターまでお問い合わせ下さい。												
	<table> <tr> <th>対 象</th><th>条 件</th></tr> <tr> <td>転入・転出</td><td>月の途中で転入・転出があった場合</td></tr> <tr> <td>死亡</td><td>月の途中で死亡があった場合</td></tr> <tr> <td>食物アレルギー</td><td>食物アレルギーにより、給食の全て（牛乳を含む）が食べられない場合</td></tr> <tr> <td>牛乳アレルギー</td><td>牛乳アレルギー（類する者を含む）により、牛乳が飲用できない場合</td></tr> <tr> <td>ミルク給食</td><td>特別な配慮が必要で、牛乳のみ飲用した場合</td></tr> </table>	対 象	条 件	転入・転出	月の途中で転入・転出があった場合	死亡	月の途中で死亡があった場合	食物アレルギー	食物アレルギーにより、給食の全て（牛乳を含む）が食べられない場合	牛乳アレルギー	牛乳アレルギー（類する者を含む）により、牛乳が飲用できない場合	ミルク給食	特別な配慮が必要で、牛乳のみ飲用した場合
対 象	条 件												
転入・転出	月の途中で転入・転出があった場合												
死亡	月の途中で死亡があった場合												
食物アレルギー	食物アレルギーにより、給食の全て（牛乳を含む）が食べられない場合												
牛乳アレルギー	牛乳アレルギー（類する者を含む）により、牛乳が飲用できない場合												
ミルク給食	特別な配慮が必要で、牛乳のみ飲用した場合												

取扱いの詳細につきましては、学校を通じて各学校給食センターへお問い合わせください。
大垣市南部・北部学校給食センター